

漁業部門における労働に関する条約（第八十八号）

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに召集されて、二千七年五月三十日にその第九十六回会期として会合し、地球規模化が漁業部門に重大な影響を及ぼすことを認識し、

千九百九十八年の労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言に留意し、

国際労働条約、すなわち、千九百三十年の強制労働条約（第二十九号）、千九百四十八年の結社の自由及び団結権保護条約（第八十七号）、千九百四十九年の団結権及び団体交渉権条約（第九十八号）、千九百五十一年の同一報酬条約（第百号）、千九百五十七年の強制労働廃止条約（第百五号）、千九百五十八年の差別待遇（雇用及び職業）条約（第百十一号）、千九百七十三年の最低年齢条約（第百三十八号）及び千九百九十九年の最悪の形態の児童労働条約（百八十二号）において見い出される基本的な権利を考慮し、

国際労働機関の関連する文書、特に、千九百八十一年の職業上の安全及び健康条約（第百五十五号）、千九百八十一年の職業上の安全及び健康勧告（第百六十四号）、千九百八十五年の職業衛生機関条約（第百六

十一号)及び千九百八十五年の職業衛生機関勧告(第七十一号)に留意し、

さらに、千九百五十二年の社会保障(最低基準)条約(第二百二号)に留意し、及び同条約の第七十七条の規定が、社会保障制度に基づき漁業者に対し加盟国が及ぼす保護の障害となるべきではないことを留意し、

国際労働機関が、漁業を他の職業と比較して危険な職業とみなしていることを認識し、

また、二千三年の船員の身分証明書条約(改正)(第八十五号)の第一条3の規定に留意し、

適切な労働条件を促進するための同機関の中核的な任務に留意し、

この点に関して漁業者の権利を保護し、及び促進する必要性に留意し、

千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約を想起し、

漁業部門に関して国際労働総会が採択した国際条約、すなわち、千九百五十九年の最低年齢(漁船員)条約(第一百十二号)、千九百五十九年の健康検査(漁船員)条約(第一百三号)、千九百五十九年の漁業者雇入契約条約(第一百四号)及び千九百六十六年の船員設備(漁船員)条約(第二百二十六号)を最新のものとし、並びに世界の多数の漁業者、特に、小型の船舶内で労働する漁業者を対象とするため、これらの条約及び勧告を改正する必要性を考慮し、

この条約が、船舶内の労働に関する最小限の要件、勤務の条件、設備及び食料、職業上の安全及び健康の保護、医療並びに社会保障に関する漁船の船舶内における適切な労働条件を漁業者が有するよう確保することを目的とすることに留意し、

前記の会期の議事日程の第四議題である漁業部門の労働に関する提案の採択を決定し、その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

次の条約（引用に際しては、二千七年の漁業労働条約と称することができる。）を二千七年六月十四日に採択する。

第一部 定義及び範囲

定義

第一条

この条約の適用上、

(a) 「商業的漁獲」とは、すべての漁業をいい、河川、湖沼及び運河における採捕活動（自給のための漁業及びレクリエーションのための漁業を除く。）を含む。

- (b) 「権限のある機関」とは、関係する規定の対象となる事項に関して法的効力を有する規制、命令その他の指示を設け、又は発し、かつ、執行する権限を有する閣僚、行政機関その他の機関をいう。
- (c) 「協議」とは、権限のある機関が関係のある代表的な使用者団体及び労働者団体、特に、漁船の所有者及び漁業者の代表者団体が存在する場合には、これらの代表者団体と行う協議をいう。
- (d) 「漁船の所有者」とは、漁船の所有者又は漁船の管理人、代理人若しくは裸傭船者その他の団体若しくは個人であつて、当該漁船の所有者から船舶の運航に係る責任を引き受け、かつ、その引受けに際して、この条約に従つて漁船の所有者に課される義務及び責任を引き継ぐことに同意したものをいう。この場合において、他の団体又は個人が漁船の所有者に代わつて義務又は責任の一部を果たすか否かを問わない。
- (e) 「漁業者」とは、能力のいかんを問わず、漁船において、雇用され、若しくは従事し、又は業務を遂行するすべての者（漁獲高に基づいて支払を受ける乗船就労者を含み、水先人、軍艦の乗組員その他政府に永続的に勤務する者、漁船内の業務を遂行する陸上で勤務する者及び漁業オペレーターを除く。）をいう。

- (f) 「漁業者の労働契約」とは、雇用契約、雇入契約書若しくはその他これらに類する取決め又は漁業者の生活及び船上での労働条件を規律する他のあらゆる契約をいう。
- (g) 「漁船」又は「船舶」とは、所有の形態を問わず、商業的漁獲のために使用され、又は使用を意図されているあらゆる性質の船舶又は舟艇をいう。
- (h) 「総トン数」とは、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約の附属書Iに定めるトン数の測度に関する規則又はこれを改正し、若しくはこれに代わる文書に従って計算される総トン数をいう。
- (i) 「長さ」(L)とは、キール線の上面から測った最小型深さの八十五パーセントの位置における喫水線の全長の九十六パーセント又はその喫水線における船首材の前面からラダー・ストックの中心線までの長さのうちいずれか大きいものをいう。傾斜したキールを有するように設計された船舶にあつては、この長さを測るための喫水線は、計画喫水線に平行なものとする。
- (j) 「全長」(LOA)とは、船首の最先端の点と船尾の最後部の点との間の計画喫水線に平行な直線における距離とする。

(k) 「募集及び職業紹介のための機関」とは、公的部門又は民間部門における個人、会社、協会及び機関その他の団体であつて、漁船の所有者に代わつて漁業者を募集すること又は漁業者を当該所有者に紹介することに従事するものをいう。

(l) 「船長」とは、漁船を指揮する漁業者をいう。

範囲

第二条

1 この条約は、別段の定めがある場合を除くほか、商業的漁獲のための活動に従事するすべての漁業者及び漁船について適用する。

2 船舶が商業的漁獲に従事しているか否かの問題については、その問題については、権限のある機関が協議の上決定する。

3 いずれの加盟国も、協議の上、小型の船舶で労働する漁業者に対し、長さ二十四メートル以上の船舶で労働する漁業者のためにこの条約に定める保護の全部又は一部を及ぼすことができる。

第三条

1 加盟国は、この条約の適用により漁業者の勤務の特別の条件又は関連する漁船の操業の特別の状況に照らして重大な特別の問題が生ずる場合には、協議の上、この条約の要件又は一部の規定の適用について次の(a)及び(b)に規定する漁船を除外することができる。

(a) 河川、湖沼又は運河において漁獲活動に従事する漁船

(b) 限られた種類の漁業者又は漁船

2 1の規定に基づく除外の場合において適当なときは、権限のある機関は、必要に応じ、関係する漁業者の種類及び漁船に対し、この条約に基づく要件を漸進的に拡大するための措置をとる。

3 この条約を批准する加盟国は、次のことを行う。

(a) 国際労働機関憲章第二十二条の規定に従って提出するこの条約の適用についての第一回の報告書において、

(i) 1の規定に基づいて除外された漁業者又は漁船のあらゆる種類を掲げる。

(ii) 関係のある代表的な使用者団体及び労働者団体、特に、漁船の所有者及び漁業者の代表団体が存在する場合には、除外の理由をこれらの団体のそれぞれの現況を明示して示す。

(iii) 除外された種類に対する同等の保護を提供するためにとる措置について記載する。

(b) この条約の適用に関するその後の報告書において、2の規定に従ってとる措置について記載する。

第四条

1 加盟国は、自国の経済基盤又は制度が十分に開発されていないことに照らして、特別の実質的な問題により、この条約に規定する措置のすべてを直ちに実施することができない場合には、協議の上作成する計画に従い、次に掲げる規定の全部又は一部を漸進的に実施することができる。

(a) 第十条1の規定

(b) 第十条3の規定（三日を超える期間海上に留まる船舶について適用する場合に限る。）

(c) 第十五条の規定

(d) 第二十条の規定

(e) 第三十三条の規定

(f) 第三十八条の規定

2 1の規定は、次に掲げる漁船及び当該漁船で労働する漁業者については、適用しない。

- (a) 長さが二十四メートル以上のもの
 - (b) 七日を超える期間海上に留まるもの
 - (c) 旗国の沿岸から通常二百海里を超える距離（沿岸から大陸棚の外縁までの距離がより長いときは当該距離）を越えて航行するもの
 - (d) 寄港国による監督が不可抗力の状況により生ずる場合を除くほか、第四十三条に規定する寄港国による監督の対象となるもの
- 3 1の規定によって与えられる可能性を利用する加盟国は、次のことを行う。
- (a) 国際労働機関憲章第二十二條の規定に従って提出するこの条約の適用に関する第一回の報告書において、
 - (i) 漸進的に実施するため条約の規定を示すこと。
 - (ii) 理由を説明し、並びに関連する代表的な使用者団体及び労働者団体、特に、漁船の所有者及び漁業者の代表的な機関がある場合には、それぞれの立場について述べること。
 - (iii) 漸進的な実施のための計画を記載すること。

(b) 条約の適用に関するその後の報告書において、条約のすべての規定を実施するためにとられる措置を記載する。

第五条

1 この条約の適用上、権限のある機関は、協議の上、附属書Iに規定する同等性に従い、測定のための基礎として、長さ(L)に代わって全長(LOA)を用いることができる。さらに、附属書の規定の適用上、権限のある機関は、協議の上、附属書Iに規定する同等性に従い、測定のための基礎として、長さ(L)又は全長(LOA)に代わって総トン数を用いることを決定することができる。

2 加盟国は、国際労働機関憲章第二十二条の規定に従って提出する報告書において、この条の規定に基づいてとられる決定についての理由及び協議から生ずる意見を通報する。

第二部 一般原則

実施

第六条

1 加盟国は、自国の管轄権の下にある漁業者及び漁船に関し、この条約に基づく約束を履行するために採

用した法令その他の措置を実施し、及び執行する。その他の措置には、労働協約、判決、仲裁裁定、国内法及び国内慣行に適合する他の方法を含めることができる。

2 この条約のいかなる規定も、この条約に規定する条件よりも有利な条件を確保している法律、裁決若しくは慣行又は漁船の所有者と漁業者との間の協約にいかなる影響も及ぼすものではない。

権限のある機関及び調整

第七条

加盟国は、次のことを行う。

- (a) 権限のある機関を指定すること。
- (b) 適当な場合には、国及び地方の段階における漁業部門に係のある機関の間の調整のための仕組みを確立し、並びにそれらの補完性、国内事情及び国内慣行を考慮して当該機関の任務及び責任を定義すること。

漁船の所有者、船長及び漁業者の責任

第八条

1 漁船の所有者は、この条約の義務を遵守するため、必要な資金及び施設を船長に提供することを確保する全体的な責任を有する。

2 船長は、船舶内の漁業者の安全及び船舶の安全な操業についての責任（次の分野を含むが、これらに限定されない。）を有する。

(a) 安全及び健康について最良の状況で、漁業者が作業を行うよう可能な限り監督すること。

(b) 安全及び健康を尊重する方法（疲労の防止を含む。）により漁業者を管理すること。

(c) 船内における職業上の安全及び健康に関する啓発のための訓練を促進すること。

(d) 航行の安全、当直及び関連する操縦技術のための基準の遵守を確保すること。

3 船長は、自己の専門的な判断により船舶の安全及びその安全な航行並びに安全な操業又は船舶内の漁業者の安全に必要な決定を行うに当たり、漁船の所有者によって制約を受けてはならない。

4 漁業者は、船長の合法的な命令並びに安全及び健康について適用される措置を遵守する。

第三部 漁船内での労働についての最小限の要件

最低年齢

第九条

- 1 漁船内の労働についての最低年齢は、十六歳とする。ただし、権限のある機関は、国内法令に定める義務教育を終了しており、かつ、漁業の職業訓練に従事している者について最低年齢を十五歳とすることを認めることができる。
- 2 権限のある機関は、国内法及び国内慣行に従い、学校の休暇中に十五歳の者が軽易な労働を行うことを認めることができる。この場合において、当該機関は、協議の上、認められる労働の種類を決定し、並びにその労働が行われる条件及び必要とする休息时间を定める。
- 3 年少者の健康、安全若しくは道徳を損なうおそれのある性質を有する業務又はそのようなおそれのある状況下で行われる業務については、漁船内の活動に従事するための最低年齢は、十八歳を下回ってはならない。
- 4 3の規定が適用される活動の種類は、関連する危険性及び適用のある国際的基準を考慮して、協議の上、国内法令又は権限のある機関によって決定される。
- 5 3に規定する活動を十六歳から遂行することについては、年少者がその健康、安全及び道徳について十

分に保護されること並びに年少者が適切なかつ特定の指導又は職業訓練を受けており、及び陸上における基本的な安全訓練を終了していることを条件として、協議の上、国内法令又は権限のある機関によって認められることができる。

6 十八歳未満の漁業者が夜間の労働に従事することは、禁止する。この条の規定の適用上、「夜間」は、国内法及び国内慣行に従って定める。夜間の労働は、午後十二時までに開始し、及び午前五時を経過した後を終了する少なくとも九時間を対象とする。権限のある機関は、次のいずれかの場合において、夜間の労働の制限の厳格な遵守に対する例外を設けることができる。

- (a) 作成された計画及び予定に従って行われる関係する漁業者に対する効果的な訓練が損なわれる場合
- (b) 職務の特性又は承認された訓練計画が、例外として対象となる漁業者が夜間に任務を遂行することを求める場合及び権限のある機関が、協議の上、当該労働が当該漁業者の健康又は福祉を害するものではないことを決定する場合

7 この条のいかなる規定も、他の国際労働条約の批准から生ずる加盟国が負う義務に影響を及ぼすものではない。

健康検査

第十条

- 1 漁業者は、任務を遂行することに適する旨を証明する有効な健康証明書を得ることなく、漁船内で労働してはならない。
- 2 権限のある機関は、協議の上、漁業者の安全及び健康、船舶の大きさ、医療上の援助及び医療のための輸送の利用可能性、航海の期間、航行区域並びに操業の種類に考慮を払いつつ、1の規定の適用を免除することができる。
- 3 2に規定する免除は、長さ二十四メートル以上の漁船又は通常三日を超える期間海上に留まる漁船において労働する漁業者については、適用しない。緊急の場合には、権限のある機関は、漁業者が健康証明書を入手することができるまでの限られた、かつ、特定の期間について当該漁船において労働することを許可することができる。ただし、漁業者が有効期間が最近満了した健康証明書を所持している場合に限る。

第十一条

加盟国は、次の事項を定めるため、法令の制定その他の措置をとる。

- (a) 健康検査の性質
- (b) 健康証明書の形式及び内容
- (c) 正当な資格を有する医師又は専ら視力に関する証明書の場合には当該証明書を発行する資格を有すると権限のある機関が認める者。これらの者は、職業上の判断を行うに当たり完全な独立性を享有する。
- (d) 健康検査の頻度及び健康証明書の有効期間
- (e) いずれかの者が、証明書の発給を拒否され、又は遂行することができない任務について制限を課された場合には、他の独立した医師による新たな検査を受ける権利
- (f) その他の関連する要件

第十二条

前二条に定める要件に加えて、長さ二十四メートル以上の漁船又は通常三日を超える期間海上に留まる船舶については、次の規定を適用する。

- 1 漁業者の健康証明書には、少なくとも次のことを記載する。
- (a) 関係する漁業者の聴力及び視力が、船舶内のその者の任務にとって満足すべきものであること。

- (b) 海上勤務によって悪化し、若しくは漁業者を海上勤務に適さないようにするおそれのある健康状態でないこと又は船舶内の他の者の安全及び健康に害を及ぼすおそれのある健康状態でないこと。
- 2 健康証明書は、最長二年の期間有効なものとする。ただし、十八歳未満の漁業者の場合には、最長の有効期間は、一年とする。
- 3 健康証明書は、その有効期間が航海中に満了した場合には、その航海が終わるまで、なおその効力を有する。

第四部 勤務の条件

乗組員の配乗及び休息の時間

第十三条

加盟国は、自国を旗国とする漁船の所有者が次のことを確保することを要求する法令の制定その他の措置をとる。

- (a) 当該漁船が、その安全な航行及び操業のために十分かつ安全に乗組員の配乗を行っており、並びに能力を有する船長の管理の下にあること。

(b) 漁業者が、安全及び健康を確保するために十分な長さの休息のための時間を定期的に与えられていること。

第十四条

1 権限のある機関は、前条に定める要件に加え、次のことを行う。

(a) 長さ二十四メートル以上の船舶については、必要とする漁業者の人数及び資格を明示して、船舶の安全な航海のために乗組員の配乗の最低限の水準を設定すること。

(b) 通常三日を超える期間海上に留まる漁船については、その大きさを問わず、協議の上及び疲労を制限する目的で、漁業者に提供されるべき最低限の休息のための時間を設定すること。最低限の休息のための時間は、次の時間を下回ってはならない。

(i) 二十四時間については十時間

(ii) 七日間については七十七時間

2 権限のある機関は、限られた及び特定の理由のため、1(b)に規定する制限に暫定的な例外規定を認めることができる。ただし、そのような状況において、漁業者は、できる限り速やかに補償的な休息の時間を

与えられることを求めることができる。

3 権限のある機関は、協議の上、1及び2の規定について代替的な要件を定めることができる。ただし、当該代替的な要件は、実質的に同等なものでなければならず、並びに漁業者の安全及び健康を害するものであってはならない。

4 この条のいかなる規定も、船舶、乗船者若しくは漁獲物の速やかな安全のために又は他の舟艇、船舶若しくは海上における遭難者に対して援助を与えるために必要な時間労働に従事することを船長が漁業者に対して要求する権利を害するものと解してはならない。したがって、船長は、休息の時間の予定を停止し、及び漁業者に対して、通常の状態が回復されるまで必要な労働に従事することを要求することができる。船長は、通常の状態が回復された後実行可能な限り速やかに、予定された休息の時間において労働した漁業者が適切な休息の時間を提供されることを確保する。

乗組員名簿

第十五条

すべての漁船は、乗組員名簿を備え置き、その写しを船舶の出発に先立って陸上の権限を与えられた者に

提出し、又は当該船舶の出発の後直ちに陸上に通報する。権限のある機関は、そのような情報の提供を受け
る者、時期及び目的を決定する。

漁業者の労働契約

第十六条

加盟国は、次のことに関する法令の制定その他の措置をとる。

(a) 自国を旗国とする船舶において労働する漁業者が理解することができ、かつ、この条約の規定に適合
する労働契約の保護を受けることを求めること。

(b) 附属書 の規定に従い、漁業者の労働契約に含める最低限度の細目を特定すること。

第十七条

加盟国は、次の事項に関する法令の制定その他の措置をとる。

(a) 締結される前に漁業者の労働契約の条件について再検討し、及び助言を求める機会を与えられること
を確保するための手続

(b) 適当な場合には、労働契約に基づく漁業者の労働に関する記録の保持

(c) 労働契約に関する紛争解決手段

第十八条

漁業者に提供される労働契約及びその写しは、船内に備え置くものとし、漁業者及び要請がある場合にはその他の関係当事者が、国内法及び国内慣行に従って入手することができる。

第十九条

第十六条から前条まで及び附属書の規定は、自営で操業している漁船の所有者については、適用しない。

第二十条

漁業者が、自己及び漁船の所有者の双方又は漁船の所有者の委任を受けた代表者が署名した書面による漁業者の労働契約（この条約に定める船舶内の適切な労働条件及び生活水準を規定するもの）を保有すること（漁業者が漁船の所有者に雇用され、又は任用されていない場合には、当該漁船の所有者は、契約上又は同様の取決めの証拠を保有する。）は、漁船の所有者の責任とする。

送還

第二十一条

1 加盟国は、自国を旗国とし、及び外国の港に入る漁船の漁業者が、当該漁業者の労働契約が終了した場合若しくは当該漁業者若しくは当該漁船の所有者が正当とする理由により労働契約が終了した場合又は漁業者が労働契約に基づいて要求される任務を遂行することができなくなった場合若しくは特定の状況において任務を遂行することが困難な場合には、送還される権利を有することを確保する。また、この規定は、同様の理由により漁船から外国の港に移された漁業者についても、適用する。

2 1に規定する送還の費用は、国内法令又は他の措置に従い、漁業者に労働契約上の義務の重大な不履行があつたと認められた場合を除くほか、漁船の所有者が負担する。

3 加盟国は、法令又は他の措置により、送還のため1に規定する漁業者に権利を与えるための正確な状況、漁業者が送還されるための権利を有することとなる船舶における勤務の最長の期間及び送還される目的地を定める。

4 漁船の所有者が1に規定する送還を行うことができない場合には、当該船舶の旗国である加盟国は、関係する漁業者の送還のための措置をとり、及び当該漁船の所有者から送還に係る費用を回収することができる。

きる。

5 国内法令は、漁船の所有者が第三者との契約に基づき送還に係る費用を回収する権利を害するものではない。

募集及び職業紹介

第二十二條

漁業者の募集及び職業紹介

1 漁業者の募集及び職業紹介のための公共の機関を運営する加盟国は、当該機関が、すべての労働者及び使用者のための公共職業安定組織の一部を成すものであること又は当該組織と調整が図られていることを確保する。

2 加盟国の領域内で運営される漁業者の募集及び職業紹介のための民間の機関は、許可若しくは認可に於いての標準化された制度又はその他の形態の規則であつて、協議の上でのみ設けられ、維持され、又は修正されるものに従つて運営される。

3 加盟国は、国内法令又は他の措置により、次のことを行う。

- (a) 募集及び職業紹介のための機関が、漁業者が労働に従事することを妨げ、又は抑止することを意図する方法、仕組み又は名簿を用いることを禁止すること。
- (b) 漁業者の募集及び職業紹介のための手数料その他の費用の全部又は一部を直接又は間接に漁業者が負担しないことを要求すること。

(c) 関係法令に違反した場合には、募集又は職業紹介のための民間の機関の許可、認可その他これらに類する許可を停止し、又は取り消すことができる条件を決定し、並びに民間の募集及び職業紹介のための機関が運営することができる条件を定めること。

民間職業仲介事業所

4 千九百九十七年の民間職業仲介事業所条約（第八十一号）を批准した加盟国は、この条約に基づき、同条約の第一条1(b)に規定するサービスを提供する民間職業仲介事業所に対し、一定の責任を割り当てることができる。当該民間職業仲介事業所及び同条約に規定する「利用者企業」となる漁船の所有者のそれぞれの責任は、同条約の第十二条の規定に従い、決定され、又は割り当てられる。当該加盟国は、当該民間職業仲介事業所及び同条約に規定する「利用者企業」に対してそれぞれの責任又は義務をどのように割り

り当てるとしても、漁業者が漁船に対して生ずる先取特権を主張することを妨げるものではないことを確保するため、法令の制定その他の措置をとる。

5 4の規定にかかわらず、民間職業仲介事業所が漁業者に対して義務の不履行がある場合には、当該漁業者にとって同条約に規定する「利用者企業」である漁船の所有者は、責任を負う。

6 この条約のいかなる規定も、4に規定する民間職業仲介事業所の漁業部門における運営を認める義務を加盟国に課するものとみなしてはならない。

漁業者への支払

第二十三条

加盟国は、協議の上、賃金の支払を受ける漁業者が毎月の又は他の定期的な支払が確保されることを定める法令の制定その他の措置をとる。

第二十四条

加盟国は、漁船において労働するすべての漁業者が受領した賃金（前払金を含む。）の全部又は一部を当該漁業者の家族に対し無料で送付する方法が提供されることを要求する。

第五部 居住設備及び食料

第二十五条

加盟国は、自国を旗国とする漁船のため、船内の居住設備、食料及び飲料水に関する法令の制定その他の措置をとる。

第二十六条

加盟国は、自国を旗国とする漁船の居住設備が、十分な規模及び品質を有し、かつ、漁船の業務及び船内の漁業者の生活の時間の長さに応ずる適当な設備を有することを要求する法令の制定その他の措置をとる。

特に、これらの措置は、適当な場合には、次の事項を取り扱う。

- (a) 居住設備に関する漁船の建造又は改修についての計画の承認
- (b) 衛生、全般的な安全及び健康的かつ快適な状態に十分な考慮が払われる居住設備及び調理室の維持
- (c) 通風、暖房、冷房及び照明
- (d) 過度の騒音及び振動の緩和
- (e) 寝室、食堂並びに他の居住区域の位置、規模、構造材料、備付家具及び備品

- (f) 衛生設備（便所及び洗濯設備を含む。）並びに十分な温水及び冷水の供給
- (g) この条約の要件を満たさない居住設備に関する苦情に対応するための手続

第二十七条

加盟国は、次のことを定める法令の制定その他の措置をとる。

- (a) 船内に持ち込まれ、及び提供される食料が十分な栄養上の価値、品質及び数量を有すること。
- (b) 飲料水が十分な品質及び量であること。
- (c) 食料及び水を漁船の所有者が漁業者に無償で提供すること。ただし、国内法令に従い、負担を規律する団体協約又は漁業者の労働契約に定めがある場合には、食料及び水に係る費用は、操業上の経費として回収することができる。

第二十八条

- 1 前三条の規定に従って加盟国が制定する法令又は他の措置は、漁船の居住設備に関する附属書を完全に実施する。附属書 は、第四十五条に規定する方法によって改正することができる。

- 2 附属書 に定める規定を実施する状況にない加盟国は、前条に関連する規定を除くほか、協議の上、附

属書 に定める規定と実質的に同等である法令の制定その他の措置をとることができる。

第六部 医療、健康の保護及び社会保障

医療

第二十九条

加盟国は、次のことを定める法令の制定その他の措置をとる。

- (a) 漁船には、船内の漁業者の数、操業区域及び航海の期間を考慮して、漁船の運航のために適当な医療機器及び医療品を備えていること。
- (b) 漁船には、船内の漁業者の数、操業区域及び航海の期間を考慮して、応急医療その他の医療において資格を有し、又は訓練を受けており、かつ、船舶のための医療機器及び医療用品を使用するために必要な知識を有する漁業者を少なくとも一人有していること。
- (c) 船内に備える医療機器及び医療用品には、(b)に規定する漁業者が理解することのできる言語及び形式により、説明書その他の情報を添付すること。
- (d) 漁船には、操業区域及び航海の期間を考慮して、医学的助言を行うことができる陸上の人員又は機関

と連絡をとる無線通信又は衛星通信の設備を有すること。

- (e) 漁業者は、重大な傷害又は疾病の場合には、適時に、陸上で治療を受ける権利及び治療のために陸上に運ばれる権利を有すること。

第三十条

加盟国は、長さ二十四メートル以上の漁船については、船内の漁業者の数、航行区域及び航海の期間を考慮して、次のことを定める法令の制定その他の措置をとる。

- (a) 権限のある機関が、船内に備え置く医療機器及び医療用品を定めること。
- (b) 船内に備える医療機器及び医療用品は、権限のある機関が指定し、又は承認した責任を有する者により、権限のある機関が設定した一定期間ごとに、適切に維持され、及び点検されること。
- (c) 漁船が、権限のある機関が採択し、又は承認した医療手引書又は最新の国際船舶医療手引書を備えていること。
- (d) 漁船が、無線通信又は衛星通信により、海上における船舶に対して常時利用することができる医学的助言（専門家による助言を含む。）を事前に取り決める制度に参加することができること。

- (e) 漁船が、医学的助言を入手することができる無線局又は衛星局のリストを船内に備えていること。
- (f) 加盟国の国内法及び国内慣行に反しない範囲内で、漁業者が船内にいる間又は外国の港に上陸している間の医療は、漁業者に対し無償で提供されること。

職業上の安全及び健康並びに災害の防止

第三十一条

加盟国は、次の事項に関する法令の制定その他の措置をとる。

- (a) 漁船内の職業上の災害、職業性疾病及び労働に関連する危険の防止（危険に係る評価及び管理並びに漁業者の訓練及び船内の教育を含む。）
- (b) 漁業者が使用する漁具の取扱い及び漁業者が従事する漁獲操業の知識に関する漁業者のための訓練
- (c) 漁船の所有者、漁業者及びその他の関係者が十八歳未満の漁業者の安全及び健康について妥当な考慮を払う義務
- (d) 自国の旗を掲げる漁船の船内の事故の報告及び調査
- (e) 職業上の安全及び健康に関する合同委員会又は協議の後の他の適当な機関の設置

第三十二条

- 1 この条の要件は、長さ二十四メートル以上であり、及び通常三日を超える期間海上に留まる船舶について適用し、並びに船内の漁業者の数、操業区域及び航海の期間を考慮して、協議の上、その他の船舶について適用する。
- 2 権限を有する機関は、次のことを行う。
 - (a) 漁船の所有者に対し、関係のある漁船における特定の有害性及び危険性を考慮して、国内法令、団体交渉協約及び国内慣行に従い、協議の上、職業上の災害、傷害及び疾病を予防するための船内における手続を定めることを求めること。
 - (b) 漁船の所有者、船長、漁業者及びその他の関係者が、船内の安全及び健康に対する危険性を評価し、及び管理する方法に関する十分かつ適当な指針、訓練用の教材又は他の適切な情報が提供されることを要求すること。
- 3 漁船の所有者は、次のことを行う。
 - (a) 船内のすべての漁業者が、適当な個人用の保護衣及び保護具を提供されることを確保すること。

(b) 船内のすべての漁業者が、権限のある機関が承認する基本的な安全のための訓練を受けたことを確認する。権限のある機関は、当該訓練と同等の知識及び経験を有する漁業者について、この要件を書面により免除することができる。

(c) 漁業者が、装置を使用し、又は関係する操作（関係する安全のための措置を含む。）に参加するに先立ち、当該装置及びその操作方法に十分かつ合理的に精通していることを確認する。

第三十二条

漁業に関連する危険性の評価は、適当な場合には、漁業者又はその代表の参加を得て実施される。

社会保障

第三十四条

加盟国は、自国の領域内に通常居住する漁業者及びその被扶養者が、国内法に定める限度において、他の労働者（被用者及び自営の者を含む。）に適用される条件よりも不利でない条件で社会保障による保護の利益を享受する権利を有することを確保する。

第三十五条

加盟国は、自国の事情により、領域内に通常居住するすべての漁業者のために包括的な社会保障による保護を漸進的に達成するため、措置をとることを約束する。

第三十六条

加盟国は、国内法令及び国内慣行に従い、二国間若しくは多数国間の協定又は他の取極により次のことのために協力する。

- (a) 国籍のいかんを問わず、同等の待遇の原則を考慮しつつ、漁業者のための包括的な社会保障による保護を漸進的に達成すること。
- (b) 居住にかかわらず、すべての漁業者が取得した又は取得中の社会保障についての権利を維持することを確保すること。

第三十七条

加盟国は、前三条の規定における責任の帰属にかかわらず、二国間及び多数国間の協定により、並びに地域的な経済統合のための機関の枠組みにおいて採択された規則により、漁業者が対象となる社会保障に関する法令に関連する他の規則を決定することができる。

労働に関連する疾病、傷害又は死亡における保護

第三十八条

1 加盟国は、漁業者に対し、国内法令又は国内慣行に従い、労働に関連する疾病、傷害又は死亡について保護するための措置をとる。

2 職業上の事故又は疾病による傷害の場合には、漁業者は、次のものを利用することができる。

(a) 適当な医療

(b) 国内法令に従い対応する補償

3 1に規定する保護は、漁業部門の特性を考慮して、次のいずれかの制度によって確保することができる。

(a) 漁船の所有者の責任についての制度

(b) 強制保険、労働者の補償又は他の制度

第三十九条

1 加盟国は、漁業者のための国内の規定がない場合には、自国を旗国とする船舶の漁業者に対し、漁業者

が海上又は外国の港にある船舶において雇用され、従事し、又は労働している間に健康の保護及び医療を提供することについて漁船の所有者が責任を有することを確保するための法令の制定その他の措置をとる。当該法令その他の措置は、漁船の所有者が、漁業者が送還されるまで外国において治療を受けている間、医療の費用（関連する物的援助及び支援を含む。）を負担することについて責任を有することを確保する。

2 国内法令は、傷害が船舶に従事しているとき以外の場合、疾病が雇用中に隠蔽^{べい}されていた場合又は傷害若しくは疾病が漁業者の意図的な違反行為による場合には、漁船の所有者の責任の免除を認めることができる。

第七部 遵守及び取締り

第四十条

加盟国は、国内法令に従い、この条約における要件の遵守を確保するための制度（適当な場合には、検査、報告、監視、苦情に関する手続、適当な罰則及び是正措置を含む。）を確立することにより、自国を旗国とする船舶に対して有効に管轄権を行使し、及び規制を行う。

第四十一条

1 加盟国は、三日を超える期間海上に留まる漁船であつて、次のいずれかに該当するものに対し、生活及び労働の条件に関するこの条約の規定を遵守するため、当該漁船が権限のある機関又はこれに代わる機関によつて検査されたことが記載されている権限のある機関が発行した有効な文書を備えることを義務付ける。

(a) 長さ二十四メートル以上の漁船

(b) 旗国の沿岸から通常二百海里を超える距離（沿岸から大陸棚の外縁までの距離がより長いときは当該距離）を超えて航行するもの

2 1に規定する文書の有効期間は、国内の又は国際的な漁船の安全証書の有効期間に一致させることができる。ただし、いかなる場合においても、有効期間が五年を超えてはならない。

第四十二条

1 権限のある機関は、前条の規定に基づき責任を果たすため、十分な数の資格を有する検査官を任命する。

2 加盟国は、漁船における生活及び労働の条件に関する検査のために効果的な制度を設けるに当たり、適当な場合には、検査を行い、及び文書を発行するために権限があり、かつ、独立していると認める公の機関又は他の団体を認めることができる。加盟国は、いかなる場合にも、自国を旗国とする漁船における漁業者の生活及び労働の条件に関する文書の検査及び発行について引き続き完全な責任を有する。

第四十三条

1 自国を旗国とする漁船がこの条約に定める要件を満たしていないということにつき苦情を受け、又は証拠を得た加盟国は、その事案を調査するための措置をとり、及び発見した要件の不備を是正することを確保する。

2 予定の航路に従い又は運航上の理由により自国の港に寄港した漁船がこの条約に定める要件を満たしていないことにつき、苦情を受け、又は証拠を得た加盟国は、国際労働事務局長に対する写しと共に、漁船の旗国の政府にあてた報告書を作成することができるものとし、安全又は健康にとって明らかに危険な船内における条件を是正するための必要な措置をとることができる。

3 加盟国は、2に規定する措置をとるに当たっては、旗国の最寄りの代表者に直ちに通報するものとし、

可能なときは、当該代表者を立ち会わせる。加盟国は、漁船を不当に抑留し、又はその出航を不当に遅延させてはならない。

4 この条の規定の適用上、苦情については、漁業者、職業団体、協会、労働組合その他一般に船舶内の漁業者の安全について利害関係（船舶内の漁業者の安全又は健康に対する危険についての利害関係を含む。）を有する者が提出することができる。

5 この条の規定は、加盟国が明らかに根拠がないものであると認める苦情については、適用しない。

第四十四条

加盟国は、この条約を批准していない国を旗国とする漁船が、この条約を批准した国を旗国とする漁船よりも一層有利な待遇を受けないことを確保するような方法で、この条約を適用する。

第八部 附属書 から附属書 までの改正

第四十五条

1 国際労働総会は、この条約の関連規定に従うことを条件として、附属書 から附属書 までを改正することができる。国際労働機関の理事会は、二者間の専門家の会議によって作成された改正のための提案に

関する総会の議事日程にある議題を入れることができる。当該提案を採択する決定には、同総会への出席代表（この条約を批准した加盟国の半数以上を含む。）の投票の三分の二の多数を必要とする。

2 1の規定に従って採択された改正は、この条約を批准した加盟国については、採択された日の後六箇月で効力を生ずる。ただし、当該加盟国が、国際労働事務局長に対し、この改正が当該加盟国については効力を生じないこと又はその後の書面による通告によってのみ効力を生ずることが書面により通知される場合は、この限りでない。

第九部 最終規定

第四十六条

この条約は、千九百五十九年の最低年齢（漁船員）条約（第百十二号）、千九百五十九年の健康検査（漁船員）条約（第百十三号）、千九百五十九年の漁船員の雇入契約条約（第百十四号）及び千九百六十六年の船員設備（漁船員）条約（第百二十六号）を改正するものである。

第四十七条

この条約の正式な批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第四十八条

- 1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が国際労働事務局長に登録されたもののみを拘束する。
- 2 この条約は、八の沿岸国を含む十の加盟国の批准が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。
- 3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第四十九条

- 1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によってこの条約を廃棄することができる。廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。
- 2 この条約を批准した加盟国であつて1の十年の期間が満了した後一年以内にこの条に定める廃棄の権利を行使しないものは、更に十年間拘束を受けるものとし、その後は、新たな十年の期間の最初の年に、この条に定める条件に従つてこの条約を廃棄することができる。

第五十条

1 国際労働事務局長は、加盟国が通知したすべての批准、宣言及び廃棄の登録についてすべての加盟国に通報する。

2 国際労働事務局長は、この条約の効力発生に必要とする批准の最後の登録について批准を加盟国に通報する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

第五十一条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第二百一条の規定による登録のため、事務局長によって登録されたすべての批准、宣言及び廃棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第五十二条

国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、第四十五条の規定も考慮しつつ、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

第五十三条

- 1 総会がこの条約を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、
 - (a) 加盟国による改正条約の批准は、その改正条約が自国について効力を生じたときは、第四十九条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。
 - (b) この条約は、その改正条約が効力を生ずる日に加盟国による批准のための開放を終了する。
- 2 この条約は、これを批准した加盟国であつて1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第五十四条

この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

附属書 I 測定における換算

この条約の適用上、権限のある機関が、協議の上、測定の基礎として、長さ(L)ではなく全長(LOA)を使用することを決定した場合には、

- (a) 十六・五メートルの全長(LOA)は、十五メートルの長さ(L)と同等とみなす。
- (b) 二十六・五メートルの全長(LOA)は、二十四メートルの長さ(L)と同等とみなす。
- (c) 五十メートルの全長(LOA)は、四十五メートルの長さ(L)と同等とみなす。

附属書 漁業者の労働契約

漁業者の労働契約には、次の事項を含める。ただし、これらの事項の一又は二以上を含めることが、国内法令又は可能な場合には団体交渉権協約による別の方法で、規制されることによって不必要となっている場合は、この限りでない。

- (a) 漁業者の姓名、生年月日又は年齢及び出生地
- (b) 契約が締結された場所及び年月日
- (c) 漁船又は船舶の名称及び漁業者が労働する船舶の登録番号
- (d) 雇用人、漁船の所有者又は漁業者と契約している他の当事者の名称
- (e) 契約を締結する際に航海を予定することができるときは、その航海
- (f) 漁業者の従事する職務
- (g) 可能なときは、漁業者が勤務のため乗船すべき場所及び年月日
- (h) 漁業者に支給される食料。ただし、国内法令が別の制度を設ける場合は、この限りでない。

- (i) 報酬が配分方式である場合には、賃金の総額若しくは配分の量及び当該配分の算出の方法又は報酬が組合せを基礎とする場合には、賃金の総額、配分の量及び当該配分の算出の方法並びに合意された最低の賃金
- (j) 次の事項を含む契約の終了及び条件
 - (i) 契約が一定の期間について締結されたときは、その期間の満了の日
 - (ii) 契約が特定の航海について締結されたときは、目的港及びそれに到着した後漁業者が解雇されるまでの期間
 - (iii) 契約が期間を定めずに締結されたときは、各当事者が契約をさせることができる条件及び契約を解除するための予告期間。ただし、当該予告期間は、雇用者、漁船の所有者又は漁業者と契約している他の当事者の予告期間より短くしてはならない。
- (k) 業務に係る疾病、傷害又は死亡の場合における漁業者を対象とする保護
- (l) 年次有給休暇の日数又は可能な場合には休暇を算出するための方式
- (m) 雇用者、漁船の所有者又は適当な場合には漁業者と労働契約を締結している他の当事者が、当該漁業

者に提供する保健及び社会保障の適用範囲及び給付

(n) 漁業者の送還の権利

(o) 適用可能な場合には、団体交渉権協約の記載

(p) 国内法令又は他の措置による休息の最小限の期間

(q) その他国内法令に定める事項

附属書 漁船の居住設備

総則

1 この附属書の適用上、

(a) 「新たな漁船」とは、次のものをいう。

- (i) 加盟国についてこの条約が効力を生じた日以後に建造契約又は主要な改造の契約が締結されたもの
- (ii) 加盟国についてこの条約が効力を生じた日より前に建造契約又は主要な改造の契約が締結され、当該日の後三年以上経た後に引き渡されるもの
- (iii) 建造契約がない場合には、加盟国についてこの条約が効力を生じた日以後に次のいずれかのことが行われたもの
 - キールが据え付けられること。

特定の船舶に係るものと特定することのできる建造が開始されたこと。

すべての建造材料の少なくとも五十トン又はすべての建造材料の見積質量の少なくとも一パーセ

ントのうちいずれか少ないものによって漁船の組立てが開始されたこと。

(b) 「既存の船舶」とは、新たな漁船でないものをいう。

2 すべての新たな甲板漁船については、条約の第三条に規定する除外に従い、以下の規定を適用する。権限のある機関は、また、合理的かつ実行可能であると決定する場合には、協議の上、この附属書の要件を適用することができる。

3 権限のある機関は、協議の上、通常二十四時間未満の時間海上に留まる漁船であつて、港において漁業者がその漁船内で生活しないものについては、この附属書の規定に関する特例を許可することができる。

当該漁船の場合には、権限のある機関は、関係する漁業者が休息用、食事用及び衛生用の適当な施設を有することを確保する。

4 3の規定に基づいて加盟国が行う変更は、国際労働機関憲章第二十二條の規定に基づき国際労働機関に報告される。

5 長さ二十四メートル以上の船舶についての要件は、権限のある機関が、協議の上、合理的かつ実行可能であると決定する場合には、長さ十五メートルから二十四メートルまでの船舶についても適用することが

できる。

6 適当な居住設備及び衛生施設を有しないフィーダー船の船舶内で労働に従事する漁業者は、母船内の当該設備及び当該施設が提供される。

7 加盟国は、協議の上、適用が適当であるとみなされ、かつ、処理の機能、作業条件又は漁獲物の品質に悪影響を及ぼすものではないと決定する場合には、騒音及び振動、換気、暖房及びエアコンディショナー並びに照明に関するこの附属書の要件を閉囲された作業の場所及び貯蔵に使用される場所について適用することができる。

8 条約の第五条に規定する総トン数の使用は、この附属書の14、37、38、41、43、46、49、53、55、61、64、65及び67の規定について限定される。このため、権限のある機関が、協議の上、測度の基礎として総トン数（G T）を使用することを決定した場合には、

(a) 総トン数七十五トンは、十五メートルの長さ（L）又は十六・五メートルの全長（L O A）と同等とみなす。

(b) 総トン数三百トンは、二十四メートルの長さ（L）又は二十六・五メートルの全長（L O A）と同等

とみなす。

(c) 総トン数九百五十トンは、四十五メートルの長さ（L）又は五十メートルの全長（LOA）と同等とみなす。

計画及び管理

2 権限のある機関は、船舶が新たに建造される場合又は船舶の乗組員用の居住設備が改造された場合には、常に、当該船舶がこの附属書に定める要件を遵守していることを確認する。当該機関は、船舶の乗組員の居住設備が実質的に変更される場合には、実行可能な限り、この附属書に定める要件の遵守を要求するものとし、また、その掲揚する旗を加盟国を旗国とする旗に変更する船舶については、2の規定に従って適用される要件を遵守することを要求する。

10 9に規定する場合には、長さ二十四メートル以上の船舶は、居住設備に関する詳細な計画及び情報を権限のある機関又は当該機関が認める団体の承認を得るために提出することを要する。

11 長さ二十四メートル以上の船舶についてその船舶の乗組員の居住設備が改造された場合又は実質的に変更された場合には、権限のある機関は、この条約に定める要件を遵守するために当該設備を検査するもの

とし、また、当該船舶がその掲揚する旗を加盟国を旗国とする旗に変更するときは、2の規定に従って適用される要件を遵守することについて検査する。権限のある機関は、その裁量により、乗組員の居住設備の追加の検査を行うことができる。

12 船舶が旗を変更する場合には、以前に船舶の旗国であった加盟国の権限のある機関が15、39、47又は62の規定に従って採用したいかなる代替の要件も、当該船舶については、適用しない。

設計及び建造

天井の高さ

13 すべての居住区域において、天井の高さは、十分に高いものとする。漁業者が長い時間立っていることが予想される区域については、最低限度の天井の高さは、権限のある機関が定める。

14 長さが二十四メートル以上の船舶については、十分かつ自由な動きを必要とするすべての居住区域において許容される最低限度の天井の高さは、二百センチメートル未満であってはならない。

15 14の規定にかかわらず、権限のある機関は、協議の上、妥当であり、かつ、漁業者に不快感を与えないと認められる場合には、居住区域におけるいずれかの区域又はその区域の一部分において許容される最低

限度の天井の高さが、百九十センチメートル未満であってはならないことを決定することができる。

開口と居住区域との間

16 非常脱出口である場合を除くほか、魚そう及び機関区域から寢室への直接の開口はないものとする。合理的かつ実行可能な場合には、調理室、貯蔵品室、乾燥室又は共用の衛生区域からの直接の開口は、別段の明示の定めのない限り、避ける。

17 長さ二十四メートル以上の船舶について、非常脱出口の目的を除くほか、魚そう及び機関区域から、又は調理室、貯蔵品室、乾燥室若しくは共用の衛生区域から、寢室に通ずる直接の開口はないものとする。寢室からこれらの場所を隔離する隔壁及び外部隔壁は、鋼板その他の承認された物質で効果的に建造し、並びに水密及びガス密とする。ただし、この規定は、衛生区域が二のキャビン間で共有される可能性を除外するものではない。

断熱材

18 居住区域は、適切に防熱を施す。内部隔壁、パネル張り及び板張り、床並びに接合箇所を建造するため使用される材質は、その目的に適合し、及び健康的な環境の確保に資するものとする。十分な排水装置

をすべての居住区域に設ける。

その他

19 船舶が特に蚊が大量発生する区域において操業する場合には、ハエその他の害虫から漁船の乗組員の居住設備を保護するためにすべての実行可能な措置をとる。

20 すべての乗組員の居住区域からの非常脱出口を必要に応じ設ける。

騒音及び振動

21 権限のある機関は、関連する国際的な基準に従い、可能な限り、居住区域における過大な騒音及び振動を制限するための措置をとる。

22 権限のある機関は、長さ二十四メートル以上の漁船について、騒音及び振動の影響（騒音及び振動が引き起こす疲労の影響を含む。）から漁業者を十分に保護することを確保する居住区域における騒音及び振動についての基準を採択する。

通風

23 居住区域は、気候条件を考慮して通風する。通風装置は、漁業者が乗船しているときは常に、空気を十

分な状態に供給する。

24 通風の配置その他の手段は、たばこの煙から非喫煙者を保護するようなものとする。

25 長さ二十四メートル以上の船舶は、居住設備のための通風装置を備える。当該通風装置は、いかなる気象及び気候の状態においても、空気を十分な状態に維持し、並びに空気の流通を十分に確保するよう制御される。通風装置は、漁業者が乗船している間は、常時作動させておく。

暖房及びエアコンディショナー

26 居住設備は、気候条件を考慮して、十分に保温される。

27 長さ二十四メートル以上の船舶については、専ら熱帯性気候で操業する漁船を除くほか、適当な暖房装置により十分な熱が提供される。当該装置は、必要なときは、いかなる状態においても熱を提供するものとし、漁業者が船内で居住し、又は労働し、及び状況によりその使用を必要とするときは作動させておく。

28 長さ二十四メートル以上の船舶については、温暖な気候条件がエアコンディショナーを必要としない地域で定期的に操業する当該船舶を除くほか、エアコンディショナーは、居住設備、船橋、無線室及び中心

的な機関制御室に備えられる。

照明

- 29 すべての居住区域には、十分な照明を設ける。
- 30 居住区域は、実行可能な場合には、人工の照明に加え、自然の光によって照明される。睡眠をとる場所が自然の光を有する場合には、光を遮断する手段を備える。
- 31 寝室の通常の照明に加え、十分な読書用の電灯は、すべての寝台に備えられる。
- 32 非常照明は、寝室に備えられる。
- 33 船舶が、食堂、通路及び非常脱出用に使用され、又は使用されることのある他の区域に非常照明を備えていない場合には、これらの場所には、常夜灯を設置する。
- 34 長さ二十四メートル以上の船舶については、居住区域の照明は、権限のある機関が定める基準を満たす。移動の自由が可能な居住区域においては、当該照明についての最低基準は、通常の視力を有する者が晴天の日に通常の印刷された新聞を読むことができる程度とする。

寝室

一般規定

35 寝室は、船舶の設計、寸法又は目的が許容する場合には、船舶の動き及び加速の影響を最小限にするように配置されるが、いかなる場合においても、衝突隔壁の前方に配置してはならない。

床面積

36 寝室の人数及び一人当たりの床面積は、寝台及びロッカーが占める場所を除くほか、船舶の業務を考慮して、漁業者にとって十分な場所及び快適さを提供するものとする。

37 長さ二十四メートル以上四十五メートル未満の漁船については、寝台及びロッカーが占める場所を除くほか、寝室の一人当たりの床面積は、一・五平方メートルを下回ってはならない。

38 長さ四十五メートル以上の船舶については、寝台及びロッカーが占める場所を除くほか、寝室の一人当たりの床面積は、二平方メートルを下回ってはならない。

39 権限のある機関は、37及び38の規定にかかわらず、協議の上、寝台及びロッカーが占める場所を除くほか、寝室の一人当たりに許容される最低限の床面積を決定することができる。当該機関が当該床面積を妥当であり、かつ、漁業者に不快感を与えることとならないと認める場合には、それぞれ、一・及び一・

五平方メートルを下回ってはならない。

寢室の人数

40 別段の明示の定めがない限り、各寢室の許容される人数は、六人を超えないものとする。

41 長さ二十四メートル以上の船舶については、各寢室の許容される人数は、四人を超えないものとする。

権限のある機関は、船舶の大きさ、種類又は予定される用途により要件が不合理又は実行不可能なものとなる特別な場合には、この要件について例外を認めることができる。

42 別段の明示の定めがない限り、実行可能なときは、職員に別個の寢室を提供する。

43 長さ二十四メートル以上の漁船については、職員用の寢室は、可能な限り一人用の部屋とし、また、いかなる場合も、当該寢室には、二を超える寝台を備えない。権限のある機関は、船舶の大きさ、種類又は予定される用途により要件が不合理又は実行不可能なものとなる特別な場合には、この要件について例外を認めることができる。

その他

44 收容される最大の人数は、いずれの寢室においても、寢室の見えやすい場所に、読みやすく、かつ、消

することができないように表示する。

45 適当な大きさの個別の寝台が提供される。マットレスは、適当な材質のものとする。

46 長さ二十四メートル以上の船舶については、寝台の内側の寸法の最小限度は、縦百九十八センチメートル横八十センチメートルを下回ってはならない。

47 権限のある機関は、46の規定にかかわらず、妥当であり、かつ、漁業者に不快感を与えることとはならないと認める場合には、協議の上、寝台の内側の寸法の最小限度は、縦百九十センチメートル横七十センチメートルを下回ってはならないことを決定することができる。

48 寝室は、使用者のために十分な快適さを確保し、及び整理を容易にするため、設計し、及び設置する。提供される備品には、寝台、衣料その他の身回品のための十分な大きさの個人用ロッカー及び書くための適当な面を含める。

49 長さ二十四メートル以上の船舶については、書くことに適する椅子付きの机を備える。

50 寝室の設備は、実行可能な限り、男性及び女性のために適当なレベルのプライバシーを提供するよう配置し、又は装備する。

食堂

- 51 食堂は、調理室にできる限り近く設置するが、衝突隔壁より前方に設置してはならない。
- 52 船舶には、業務に適する食堂設備を備える。別段の明示の定めのない限り、当該設備は、実行可能な場合には、寢室から分離する。
- 53 長さ二十四メートル以上の船舶については、食堂設備は、寢室から分離する。
- 54 食堂の大きさ及び設備は、同時にこれを使用する可能性のある人数を収容するために十分なものである。
- 55 長さ二十四メートル以上の船舶について、十分な容量の冷蔵庫並びにホットドリンク及びコールドドリンクを作るための設備は、常時、漁業者にとって利用可能であり、及び利用する機会が与えられる。
- 浴槽又はシャワー並びに便所及び洗面台
- 56 便所、洗面台及び浴槽又はシャワーを含む衛生設備は、船舶の業務のために適当な場合には、総乗船者に提供される。このような設備は、少なくとも健康及び衛生の最低基準並びに妥当な品質基準を満たす。
- 57 衛生設備は、実行可能な限り、他の区域の汚染を除去するようなものとする。衛生設備は、妥当なプラ

イバシーを確保する。

58 清水の冷水及び温水は、適正な衛生を確保するため、船内のすべての漁業者及びその他の者が十分に利用することができる。権限のある機関は、協議の上、提供される最小限度の量を定めることができる。

59 衛生設備が設けられている場合には、設備の他の部分から独立して、外気に通ずる通風装置を備える。

60 衛生設備のすべての表面は、容易で、かつ、効果的な掃除を促進するようなものとする。床には、滑り止めの甲板床張りを備える。

61 長さ二十四メートル以上の船舶において、衛生設備の備えられる部屋を有しないすべての漁業者については、四人以下の者につき、少なくとも一の浴槽若しくは一のシャワー又はその双方、一の便所及び一の洗面台を設ける。

62 権限のある機関は、61の規定にかかわらず、妥当であり、かつ、漁業者に不快感を与えることとはならないと認める場合には、協議の上、六人以下の者につき、少なくとも一の浴槽若しくは一のシャワー又はその双方及び一の洗面台並びに八人以下の者につき、少なくとも一の便所を設けることができる。

洗濯設備

63 衣服の洗濯及び乾燥のための設備は、別段の明示の定めのない限り、船舶の業務を考慮して、必要に応じて設けられる。

64 長さ二十四メートル以上の船舶については、衣服の洗濯、乾燥及びアイロンかけのための十分な設備を設ける。

65 長さ四十五メートル以上の船舶については、衣服の洗濯、乾燥及びアイロンかけのための設備は、寝室、食堂及び便所から分離して区画室において設けるものとし、十分な通風、暖房及び衣服の乾燥のための物干し綱その他の方法を備える。

病気の及び負傷した漁業者のための設備

66 必要な場合には、病気の又は負傷した漁業者のために船室を提供する。

67 長さ四十五メートル以上の船舶については、独立した病室を備える。その区域は、適切に設計されるものとし、衛生的な状態にあることが維持される。

その他の設備

68 悪天候用の用具及び個人用保護具をつるすための場所は、寝室の外部であるが便利な場所に設ける。

寝具、食堂用具及び雑則

69 適当な食器及び寝具その他のリネンは、船内のすべての漁業者に提供する。ただし、リネンに係る費用は、団体交渉協約又は漁業者の雇用契約に定めがある場合には、操業上の経費として回収することができる。

娯楽設備

70 長さ二十四メートル以上の船舶について、適当な娯楽設備、快適性及びサービスは、船内のすべての漁業者に提供される。適当な場合には、食堂は、娯楽の活動のために使用することができる。

通信設備

71 船内のすべての漁業者は、実行可能な限り、妥当な費用で、かつ、漁船の所有者に対するすべての費用を超えない範囲で、通信設備への合理的なアクセスが与えられる。

調理室及び食料貯蔵設備

72 調理のための器具は、船内で提供される。別段の明示の定めのない限り、この器具は、実行可能な場合には、独立した調理室に備える。

73 調理室又は独立した調理室が設けられていない場合には、調理のための場所は、その目的のために十分な大きさであり、十分に照明され、及び通風され、並びに適切に装備され、及び維持される。

74 長さ二十四メートル以上の漁船については、独立の調理室を設置する。

75 調理室における調理に使用するブタンガス又はプロパンガスの容器は、開放された甲板上並びに外部の熱及び影響から保護するために設計された場所において保管する。

76 十分な容量の適当な場所は、貯蔵品の腐敗を避けるために、乾燥、冷却及び十分な通風を保持することができるものとする。また、別段の明示の定めのない限り、可能な場合には、冷蔵庫その他の低温の倉庫を使用する。

77 長さ二十四メートル以上の船舶については、食料貯蔵品室、冷蔵庫その他の低温の倉庫を使用する。

食料及び飲料水

78 食料及び飲料水は、漁業者の人数並びに航海の期間及び性質に考慮を払い、十分なものとする。さらに、これらは、食料に係する漁業者の宗教上の要件及び文化的慣行に考慮を払い、栄養上の価値、品質、量及び種類において適当なものとする。

79 権限のある機関は、船内に備え置く食料及び飲料水の最低基準及び量についての要件を定めることができる。

清潔で、かつ、居住に適する状態

80 居住設備は、清潔で、かつ、居住に適する状態で維持するものとし、占有者の私有財産又は当該占有者の安全若しくは救助のためのものでない物品及び用品を定着させる状態にする。

81 調理室及び食料貯蔵設備は、清潔な状態で維持する。

82 廃棄物は、閉鎖され、かつ、密封される容器に保管し、及び必要な場合には、食品を取り扱う区域から移動させる。

船長による検査又は船長の権限に基づく検査

83 権限のある機関は、長さ二十四メートル以上の漁船について次のことを確保するため、船長により又は船長の権限に基づき、検査が頻繁に実施されることを要求する。

(a) 居住設備が、清潔であり、居住に適しており、及び安全であり、並びに修理が良好な状態で維持されていること。

(b) 食料及び水の供給が十分であること。

(c) 調理室並びに食料の貯蔵のための区域及び設備が、衛生的な、かつ、修理が適切な状態にあること。

当該検査の結果及びいずれかの要件の不備に対処するためにとられる措置は、記録し、及び再検討のために利用することができる。

特例

84 権限のある機関は、異なる特別の宗教的及び社会的慣習を有する漁業者の利益を差別することなしに考慮するため、協議の上、この附属書の特例を許可することができる。ただし、当該特例が、この附属書を適用したならば得られたであろう全体的な条件よりも不利になるものであってはならない。